

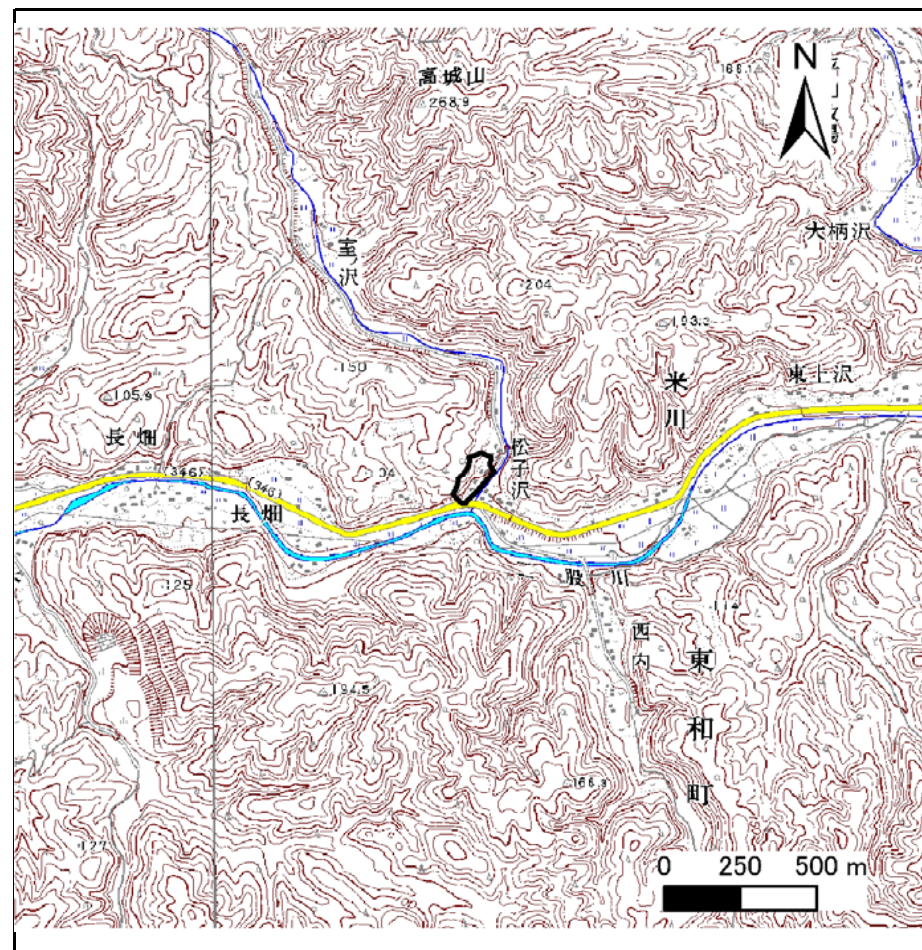
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第229号
告示年月日	平成22年3月19日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-621-1(1311000621)
箇所名	松子沢
所在地	登米市東和町米川字北上沢
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図(S=1:200,000)



概況図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)、数値地図20000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平21東複、第86号)

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第229号
告示年月日	平成22年3月19日

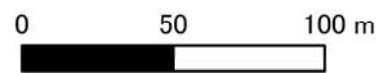
危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成20年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-621-I(1311000621)	箇所名	松子沢	所在地	登米市東和町米川字北上沢
---------	------	-----------------------	-----	-----	-----	--------------



1:2,500



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合	
	土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	
	土石等の堆積高が3mを超える範囲	
	それ以外の区域	

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号	宮城県告示第229号
告示年月日	平成22年3月19日

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-621-1(1311000621)		箇所名	松子沢				所在地	登米市東和町米川北上沢							
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	125.1	1.0	100.0	1.0	-	-	12.2	2.4	~								
2 ~ 3	137.9	1.0	100.0	1.0	-	-	13.9	2.8	~								
3 ~ 4	150.4	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
4 ~ 5	153.7	1.0	100.0	1.0	16.4	3.3	15.2	3.0	~								
5 ~ 6	153.7	1.0	100.0	1.0	16.4	3.3	15.2	3.0	~								
6 ~ 7	153.1	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
7 ~ 8	148.1	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
8 ~ 9	148.1	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
9 ~ 10	131.2	1.0	100.0	1.0	-	-	12.1	2.4	~								
10 ~ 11	-	-	100.0	1.0	-	-	11.1	2.2	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								